整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

西宮市保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄□) ただし、営業許可証に記載されている事項については、チェックの有無にかかわらず公開します。

	ににし、呂楽計り証に記載されている事項については、デェックの有無にかかわらす公開します。						
	郵便番号:	電話番号:		FAX番号:			
申請者	電子メールアドレス:			法人番号:			
・届	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地						
出者情	(ふりがな)			(生年月日)			
情報	日 日本記念は、日本記述では、その名称及び代表者の氏名は、その名称及び代表者の氏名		年 月 F	1生			
	郵便番号:	電話番号:		FAX番号:			
	電子メールアドレス:						
	施設の所在地						
	(ふりがな)						
	施設の名称、屋号又は商号						
営業	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・	と畜・食鳥		
営業施設情	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者 を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める	5場合を含む)		
情報				講習会名称 年	月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載				
	自動販売機の型番		業態				
	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPの取組 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理						
業種に応じ	指定成分等含有食品を取り扱う施設						
じた情報	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。						
	営業の形態			備考			
営	1						
営業届出							
担当者	(ふりがな)			電話番号			
	担当者氏名						

【裏面(色付き箇所):許可のみ】

申請者・届出者情	法第55条第2項関係						
	┃ 11 なくなった日から起算して2年を経過していないこと。						
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経 過していないこと。						
報	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。						
営業	□①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) 令第13条に規定する食品又は 添加物の別 □③調製粉乳 □⑤魚肉ハム □⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング						
営業施設情報	(ふりがな)	資格の種類					
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衞生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月	日			
	使用水の種類	自動車登録番号	動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合				
	① 水道水 (□ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道)② □ ①以外の飲用に適する水						
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	生食用食肉の加工又は調理を行う施設					
種							
に応じた情報	(ふりがな)						
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等					
	□ 施設の構造及び設備を示す図面 その他提出書類						
添付書類	□ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 □ 営業施設付近の略図及びフロアー等の配置図						
書	□ 食品衛生責任者の資格証書						
为只	□ 登記事項証明書						
営業許可業種	許可番号及び許可年月日 営業の種類		備考				
	第 号 1 年 月 日						
	5 5 年 月 日						
	第 号						
	年 月 日						
	4 年 月 日						
備考							

食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の 個人情報の取扱いについて

今般、厚生労働省において、「行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)に基づき、食品衛生申請等システムを 整備しました。

当該システムの活用により、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)で示された事業者目線で規制改革、手続きの簡素化(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報の提出は一度だけの原則」、「書式・様式の統一化」)、特に営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コスト(事業者の作業時間)の削減を目指すこととしています。

つきましては、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の手続において取得した情報は、食品衛生申請等システムに登録し、下記のとおり取り扱いますので、ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

記

食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて

1. 基本的な考え方

厚生労働省及び食品衛生法、食品表示法に規定される事業に係る事務を所掌する行政庁(以下「利用行政庁」という。)では、食品衛生法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、厚生労働省が運用する食品衛生申請等システム(以下「当サイト」という。)を利用される皆様の情報を取得しています。

当サイトにおいて取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取扱います。

2. 取得する情報の範囲

- (1) 当サイトの利用にあたっては、利用者の基本情報(氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号、生年月日、電子メールアドレス等)の入力をお願いしています。
- (2) 当サイトでは、利用者の IP アドレス、閲覧情報等をアクセスログとして取得します。
- (3) 当サイトでは、一部 Cookie を使用し、利用者の利便性を図るとともに、利用環境等を把握するために利用しますが、Cookie を使用して利用者を特定するような情報は一切取得しません。

(4) 当サイトでは、利用者が入力する以下の情報を取得します。 〇営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報(食品衛生法第55条から第58条までに係る情報等)

3. 利用目的

(1) 当サイトにおいて取得した情報は、以下の利用行政庁が食品衛生法及び食品表示法に基づく事務の処理等のために、本利用目的に従い利用、提供します。 <営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報>

利用行政庁:都道府県、保健所を設置する市及び特別区

- a. 食品衛生法及び食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- c. 食品等事業者及び周辺住民等の関係者からの問合せ等の対応のため。
- d. 今後の施策立案の参考とするため。
- e. 食品衛生法及び食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

< 営業許可申請、営業届出、食品等自主回収届出、衛生証明書発番管理に係る情報> 利用行政庁:厚生労働省及び消費者庁(食品等自主回収届出に限る。)

- a. 食品衛生法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品衛生法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が 法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

<食品等自主回収届出に係る情報>

利用行政庁:消費者庁

- a. 食品表示法に基づく事務の処理のため。
- b. 食品等自主回収情報の公表のため。
- c. 食品等事業者に対する諸連絡のため。
- d. 食品等事業者及び関係者からの問合せ等の対応のため。
- e. 今後の施策立案の参考とするため。
- f. 食品表示法の適正かつ円滑な運用を確保する目的の範囲内で、関係行政庁が 法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

4. 利用範囲の制限

- (1) 取得した情報を前記3の利用目的以外には利用いたしません。
- (2) 法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合及びその他の法令上、前記3の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (3) ただし、当サイトへのアクセス情報、利用者属性などの情報については統計的に処理した上で公表することがあります。

5. 個人情報等の取扱いの委託

当サイトで取得した個人情報等は、前記3の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等の取扱いを事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

6. 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。